

令和3年第3回定例会

胆振東部消防組合議会会議録

令和3年12月23日 開会

令和3年12月23日 閉会

胆振東部消防組合

第3回胆振東部消防組合議会定例会

令和3年12月23日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 提案理由の説明
- 5 承認第1号「専決処分（令和3年度胆振東部消防組合補正予算（第1号））の承認について」
- 6 議案第1号「胆振東部消防組合財政調整基金条例の制定について」
- 7 議案第2号「鶴川支署消防庁舎外構工事第2工区請負契約の変更について」
- 8 議案第3号「鶴川支署消防庁舎建設工事（建築主体）請負契約の変更について」
- 9 議案第4号「鶴川支署消防庁舎建設工事（電気設備）請負契約の変更について」
- 10 議案第5号「令和3年度胆振東部消防組合補正予算（第2号）について」
- 11 報告第1号「専決処分の報告について」
- 12 報告第2号「令和3年度定期監査の結果報告について」
- 13 報告第3号「現金出納例月検査の結果報告について」

○出席議員

1番	梅森敬仁君	2番	工藤秀一君
3番	橋本豊君	4番	大捕孝吉君
5番	山崎満敬君	6番	星正臣君

○出席説明員

管理者	宮坂尚市朗君
副管理者	西野和博君
代表監査委員	佐藤公博君
消防長	松永忠昭君
次長	立石恵輝君
消防署長	稲葉博徳君
総務課長	横井幸男君
安平支署長	小笠原規人君
追分出張所長	米倉俊也君
厚真支署長	工藤芳一君
鶴川支署長	三上文敏君
穂別支署長	酒井裕君

○出席事務局職員

局長	蛭子雅文君
書記	中村浩美君
書記	藤田恵五君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議 長 只今の出席議員は、6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回胆振東部消防組合議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第89条の規定により、1番梅森議員、6番星議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮り致します。今期定例会の会期は本日1日間といたします。
これにご異議ありませんか。
[「異議無し」という声あり]
異議無しと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

- 議 長 日程第3、「行政報告」を求めます。 宮坂管理者。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

- 議 長 以上で宮坂管理者の行政報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[6番星 正臣議員、挙手あり]

- 議 長 星議員

- 星 議員 管理者の説明の中でまだ3月まで油断を許さない状況だということでございますけれども、今までの経過の中で報告をしたいと思っておりますので考えます、先般、定例会また議員協議会、この中で管理者は無報酬であることから減給等の対応が出来ない、議会における職員の処分の対応で本町の分担金の軽減という、むかわ町の軽減というお話がございました、職員のみが責任を負うととらえかねない組合管理者としての責任の取り方として、他に判断しようもあるべきという発言を本町議会全員協議会で出されております。また定例会において現在おっしゃいました特別交付税の見通しがついたとのお話があった訳でございますが、行政報告にて議事録を訂正するという意味が私どもには伝わっておりません、この議事が明白でないにとらえられかねません、どうか慎重な対応をお願いするところであります、いずれにしましても今後は、様々な面において自賄い方式を3町で構成するこの組合の問題に対して、事務組合の職員または構成町と管理者として慎重に対応をしていただきたい

という思いであります、また期待するところではありますが、組合管理者としてどのように考えがあるかお伺いしたいと思います、私も構成町の議員は3月で選挙が行われます、この交付税、つるの結果と言うものは、また来られるか解りませんが、非常に重要視して参りたいと思います、管理者の考えをお伺いするところでもあります。

○議 長 宮坂管理者

○管 理 者 前回の定例会において行政報告をした内の山崎議員からの質問に対して私がお答えした件、それから管理者としての責任について明確に出来る方法が他にないのか、そういった件、それから今後のしぐさですべき手続きがどのように処理されていくのか構成町全てにおいて起きる事案ではないという将来に対する不安も含めてご質問いただいたと思います、まず最初に申し上げておきます、山崎議員に対する私も解決に向かってというニュアンスの回答させていただいた件は、これは構成町とのやりとりの中で私が少し誤解をしていたとゆうところでありました、これについては構成町であるむかわ町に大変ご迷惑をおかけしたと、改めてお詫びを申しあげます、基本的には今回申し上げた様にあくまでも本案件については特別交付税の特殊財政事情といった手段でしかこの損害を事務的には補填する方法はないというのは私も承知しておりましたので、それが順調に進んでいるという風に錯覚をしてしまった事と、改めてお詫びを申し上げます、それも本日報告したとおり改めて北海道の担当部局の方に私とむかわ町長と一緒に行って顛末あるいは今後の見通しについて意見交換をさせていただきたいと思います、改めてお詫びを申しあげたいと思います、それから管理者として責任の取り方、いわゆる議会に対するお詫びだけではなくて実際の実行ある方法はないのかというご質問、これについては胆振東部消防組合だけではなくて一部事務組合は他に安平町の行政事務組合もありますし、むかわ町にも日胆衛生組合がある、全てそれぞれの構成町の互選によって管理者が決められているという経緯がございます、責任の取り方は皆さん方から見るとどのように思われるかわかりませんが、一般的にはそれぞれの構成町の中で起きていることについては、最終的には事務方あるいは住民の皆さんにご迷惑をおかけした場合に信用失墜行為を含めて、管理者が最終責任を負うというところで減俸処分という提案をさせていただいているのが常でございます、それ意外に職員の懲戒に対します一番重いのが停職処分という形になります、それ以外は減給処分というのが一般的であります、本組合の管理者として減給という行為が取れない以上、お詫びを申し上げるそれ以外にこの案件を量刑をどの程度にするか、そうゆう検討は特に提案者である管理者からの提案以外なかなか道がない、議員の皆さんには、ご判断いただく形にはなかなか成らない状況にあることはご理解いただきたいと思います、その中で限られた方法としては、管理者の停職を含めて再度の管理者の互選もない訳ではございません、本案についてはこの判断は至りませんでした、今後それぞれの構成町、先ほども申し上げましたが、他の事務組合を抱えているという状況で同じような状況でもありますので、3町長で今後の責任の取り方、これについてはじっくりと相談させていただきたいと思っております、また職員の場合は必ず審査委員会という組織を設けて、その中で責任の出し方について、あるいは責任をどのようにあるかという事について審議される場がございます、そういった第三者機関の検討というのも必ず設置されているが、こと管理者についてはそうゆうのは適応に入らないとのこと、それぞれの町においてどのような責任の取り方が適切なのか、色々と悩ましい事でもあります、これらについても含めて少し研究する検討する時間をいただきたいと思います

それから最後の自賄い方式になっていて、それを損害について職員の事務処理によった損害に関して、これについては今後、これから先の議案で説明させていただきたいと思います、定例会の最後になかなか3月末の特別交付税の結果を待ってからという思いもございまして、ひとまず明らかになった職員の減給の余剰金について触れさせていただきましたが、もう一度初心に戻って全体のあり方についてご提案をするようにさせていただきましたので、その件については回答の中や質疑に出た話でございます、今回はその案件については職員の減給についてでございますが、それを充てるということは今回の議案について提案を見送らせていただきたいと思います、その上でこれから議案を審議していただく中身をご検討いただきたいと思います、改めてこれまでの不始末について、あるいは私の先走った回答も含めて皆様方に混乱を招いたことお詫びを申しあげたいと思います。

○議 長 ほかに質疑ありませんか
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。

○議 長 次に消防長により行政報告を求めます。 松永消防長。

○消 防 長 (記載省略、議事録音有り)

○議 長 以上で松永消防長の行政報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。

◎日程第4 提案理由の説明

○議 長 日程第4、「提案理由の説明」 宮坂管理者。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

○議 長 日程第5、承認第1号「専決処分の承認について」を議題といたします。本件について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
認定第1号について、採決を行います。

本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号 胆振東部消防組合財政調整基金条例の制定について

○議 長 日程第6、議案第1号「胆振東部消防組合財政調整基金条例の制定について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔5番山崎満敬議員、挙手あり〕

○議 長 山崎議員

○山崎議員 財務調整基金はいくらでもいいのでしょうか、それに関してずっと積み立てていくという事なのか、上限をいくらくらいに設定した方が良いのかについてどのような考えでいるのか、お聞かせ願いたい。

○議 長 宮坂管理者

○管 理 者 その調整基金を制定する理由については第2回定例会でご協議いただいた結果としてむかわ町の方から分担金をいただき、その歳入に対して対応するための歳出の受け口となる、せつかく基金を積み立てますので それから使途について、あるいは基金の所属について補助経費的に明確にしていこうと考えております、先ほどの専決処分もございましたように、消防組合においても、頻繁に緊急、やむを得ない補正が必要な場合、そのために構成町の議会において補正予算を計上していただくのも、非常に暇の無い場合もございますので、こういった基金条例を上手に活用していきたいと考えてございます、後ほど提案させていただきますが財源については構成町が計上する予備費の範囲内で考えてございます、今構成町との協議をしておりますが、各構成町60万ずつの予備費を計上していただいて、そして全体として年間180万円の予備費を準備する、予備費があれば非常に対応がスムーズにいき、緊急的な修繕等についても対応出来る、必ずしも予備費が必要でない年もありますので、その財務について当面財政調整基金に積むと言う趣旨でございます。ただ金額が多少であっても、ずっと積み重なれば相応の金額となってしまいますので、そう言う意味で条文の中に有る全部ではなく一部という取扱いをさせていただいて、一定額に達した時は積み立てを停止すると、いう予定でございます、今は金額的には非常に小さい金額ではございますが、ある一定の額について、これまでの緊急、やむを得ない事情により補正予算あるいは専決処分をしてきたが、もう少し分析をさせていただいて一定額を示したいなど、これは令和4年度の当初予算の際に説明をさせていただきたいと考えております、いずれにしても今回だけはまとまった金額となりますが、これから以降については積み立てる額が非常に小さい、逆に縮小されて行く

方が多いと思いますので、はじめて目標額を皆様方に共通認識で持つてとさせて頂きたいと考えております。

○議 長 議案書の訂正箇所があるということです、横井総務課長。
[横井総務課長、挙手あり]

○議 長 横井総務課長

○横井課長 申し訳ありません、議案書の訂正をお願いいたします、議案書9ページ、胆振東部消防組合財政調整基金条例第4条「一般会計歳入歳出予算」を「胆振東部消防組合予算」に第6条「一般会計歳入歳出予算」を「胆振東部消防組合予算」に訂正をお願いします。

○管理者 9ページの基金条例について、一部各構成町の財政調整基金条例を参照しただけであって、条文に一般会計歳入歳出予算という表記が第4条と第6条の2箇所に出てございます、当組合の予算の一般会計歳入歳出予算ではなくて、胆振東部消防組合予算というのが正しい表記となっておりますので、その2箇所について胆振東部消防組合予算に訂正させていただきたいと思っております。お詫びを申し上げたいと思っております。

○議 長 他に質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第1号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第7 議案第2号 鵠川支署消防庁舎外構工事第2工区請負契約の変更について

○議 長 日程第7、議案第2号「鵠川支署消防庁舎外構工事第2工区請負契約の変更について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第2号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8 議案第3号 鵜川支署消防庁舎建設工事（建築主体）請負契約の変更について

○議長 長 日程第8、議案第3号「鵜川支署消防庁舎建設工事（建築主体）請負契約の変更について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第3号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8 議案第3号 鵜川支署消防庁舎建設工事（電気設備）請負契約の変更について

○議長 長 日程第8、議案第3号「鵜川支署消防庁舎建設工事（電気設備）請負契約の変更について」を議題と致します。

○横井課長 （説明省略）

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第4号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第10 議案第5号 令和3年度胆振東部消防組合補正予算（第2号）について

○議長 長 日程第10、議案第5号「令和3年度胆振東部消防組合補正予算（第2号）について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第5号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第11 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 長 日程第11、報告第1号「専決処分の報告について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め報告を終わります。

◎日程第12 報告第2号 令和3年度定期監査の結果報告について

○議長 長 日程第12、報告第2号「令和3年度定期監査の結果報告について」は、議案書24ページから26ページに記載のと通りの監査報告でございますので、報告済みと致します。

◎日程第13 報告第3号 現金出納例月検査の結果報告について

- 議 長 日程第13、報告第3号「現金出納例月検査の結果報告について」は、議案書27ページから32ページに記載のとおり監査報告でございますので「報告済み」と致します。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。これもちまして、令和3年第3回胆振東部消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分